

会 議 録

平成29年度 第3回大田区障がい者施策推進会議

平成29年9月7日

大 田 区

1 開会

(石渡会長) 皆さん、いろいろ話題が盛り上がっているようですが、今日ご出席予定の皆様おそろいだということですので、定刻より少し早いのですが、第3回の大田区障がい者施策推進会議を開催させていただきたいと思います。

急に涼しくなった感じで、体調を崩している方もいらっしゃるかもしれません。事務局のほうで確実にいろんな作業を進めてくださいますし、今日また皆様からいろいろのご意見をいただきたいというふうに思っております。

9月に入って障害者雇用支援月間ということで、就労に関しての話題なども、今日また新しい情報をいただけるかと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。はじめに、福祉部長のご挨拶をお願いいたします。

(福祉部長) 皆様、こんにちは。お忙しい中、そしてあまり天気もよろしくない中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

今、会長からお話があったとおり、秋は、障がい者のほうの、大田区でも障害者福祉強調月間でございますし、各施設のお祭りも多く開催されております。その中で少しでもふれあい、わかりあいを進めていけたらいいなというふうに思っています。

後で「しょうがい者の日のつどい」のお話もございますが、その中で今年度福祉部が非常に力を入れているイベントがございますし、民生委員さんの100周年記念と、それから地域福祉計画の事業とコラボしまして、大きなイベントを考えております。仮称でございますけれども、「まちを「支えあい」でラッピング」というキャッチコピーを考えております。この企画は、地域共生社会を考えていきたいと思いますし、障がい福祉にとどまらず、高齢部門、それから子どもの部門、それから地域福祉の部門、全てを網羅した大田区の福祉サミットみたいなものと考えています。

12月3日、日曜日、10時から16時までを考えてございまして、大田区産業プラザP i O、これを全部貸し切りました。4階のコンベンションホールでは講演をいただくんですが、1人の方が岡山ライトハウス理事長の竹内さんという方です。もう一人の方がさわやか福祉財団の堀田先生ですね。基調講演をしていただいて、その後、今、石渡先生がこの推進会議の会長をなさっていますけれども、同じような推進会議が高齢分野にもございまして、その会長の佐藤信人先生、それから地域福祉計画にも同じような推進会議がありまして、その会長の清水浩一先生、それから子どもの生活応援プラン推進会議の会長であります阿部彩先生と、できれば社会福祉協議会の中島会長、それから私どもの大田区長を交えて、座談会といいますか、地域福祉をどう考えるかということ、まだ計画の段階ですが、お願いをしているところでございます。

小展示ホールでは、いろんな手話、点字体験とか、補助犬のデモンストレーションなんかを考えていますし、「おおむすび」ゾーンをつくりまして、施設の自主生産品等を含めて、できればここで大きく取り上げたいと思っております。

一番最初の中で、金澤翔子書家に揮毫もいただきますし、高田千明選手にもご出演をいただこうかなと思っております。古小路浩典さんという口で絵を描く方がいらっしゃるんですね。大田区在住ということで、その方に実演も含めてご紹介をされたらいいかなということで、大ホールも含めて各ブースをつくったりということを考えております。

まだ計画の段階ですので、今お話したことが全部できるかどうかは、これからの私ど

もの頑張りにかかっておりますけれども、一応、今の段階でのお話をしておきたいと思っております。

さて、今回は、前回に引き続きまして第3章以降を中心に重点課題と課題解決に向けた主な施策、障害福祉サービス等の推進について私どもでお示しさせていただきます。次回はかなりでき上がったものになってくるかと思っておりますので、今日の議論が非常に重要になってくるかなというふうに思います。皆様十分ご議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(石渡会長) 中原部長、ありがとうございます。今後のイベントも随分ご紹介いただきましたが、大田区は本当にいろんな人材がおそろいになったと、今のお話を聞いて改めて思いました。

それでは、次に事務連絡ということで、配付資料の確認等を事務局お願いいたします。

(障害福祉課長) 皆様こんにちは。いつも大変お世話になっております、障害福祉課長の酒井でございます。それでは、これから本日の配付資料等の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、会議録の作成のために録音させていただいております。よろしくお願いいたします。以降、着座にて資料のご説明申し上げたいと思っております。

それでは、資料でございますけれども、次第に記載をさせていただいております。本日、配付資料といたしましては4点と、あとチラシをおつけしてございます。まず資料1のほうで、次期おた障がい施策推進プラン骨子について(案)というところで、A3判の資料を1枚おつけしてございます。続きまして資料2でございます。先ほど部長からもありましたように、まさに本日、この施策の具体のところの検討もございまして、次期おた障がい施策推進プランの施策体系(案)というところで、抜き出したものを資料2としておつけしてございます。そして3点目に、資料3といたしまして、おた障がい施策推進プランの骨子案ということで、こちらは冊子のほうを皆様にお配りさせていただいております。前回は1章、2章の部分まででしたけれども、今回は現時点で書き得る範囲の第3章「施策の展開」、また第4章「障害福祉サービス等の推進」の部分の、いわゆる今後の素案に向けてのイメージというところもおつけしてございます。そちらのほうも今日あわせてご議論いただければというところでございます。資料4といたしましては、大田区障がい者総合サポートセンターは今増築工事を行っておりますけれども、そちらの運営業務を担います事業者の選定を終えましたので、そちらの選定結果のほうを後ほどご説明を申し上げたいと思っております。

それと、今年度第37回を迎えますけれども、10月15日に大田区総合体育館で「しょうがい者の日のつどい」というイベントを行わせていただきます。今年も盛りだくさんの企画を用意してございまして、メインアリーナでは「つどいの歌」の合唱等、昨年度も道音理事長等にご協力いただいたところでございますが、今年度もまた皆様に合唱をしていただいたり、あと障がいをお持ちの方も含めて、もう少し皆さんが主体的に楽しんで参加いただけるようにというところで、こちらのサポートセンターにお越しになっているダンス講師の方のお力をいただいて、ダンス体験コーナーを午前中催させていただく予定でございます。

また、サブアリーナでは、近づいておりますパラリンピックに向けてというところで、

さまざまなパラリンピックの競技種目等の紹介をさせていただきますし、また、メインアリーナでは、今年度は今までと若干趣向が異なりまして、中国雑伎団というところにお越しをいただきまして、いろんな獅子舞や皿回し等のさまざまな曲芸等も行われるようでございますので、お忙しい中と思いますが、もしお時間がありましたらぜひ足を運んでいただければというところで、チラシをおつけしてございます。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

(石渡会長) ありがとうございます。本当に次々いろんなイベントがあるんだということを確認させていただきましたが、楽しみです。

2 議題

(石渡会長) それでは、議題に入らせていただきたいと思います。一番最初に、「次期おたが障がい施策推進プランの骨子について」ということで議題を設定していただいています。事務局からのご説明、たくさん資料があって恐縮ですが、お願いをいたします。

(障害福祉課長) それでは、続きまして事務局から、次期障がい施策推進プランの骨子についてご説明申し上げたいと思います。

今、会長からお話があったんですが、若干資料も多くなっておりますので、20分ほどお時間をいただくことになるかと思いますが、よろしくお申し上げます。

それでは、まず資料1をご覧ください。次期プランの骨子につきまして1枚に要約させていただいたものでございます。上半分の部分が「計画の構成」というところで記載をしております、1の(1)の「目次」、(2)「計画のめざす姿」、(3)「施策の体系」、前回の会議でお示ししたものを再度掲載という形でお示しをさせていただきます。

何点か前回から変更した部分がございますので、ちょっと補足をさせていただきます。

1点目が(1)目次の第3章のところになりますが、「施策の展開」の部分でございますけれども、こちらのほうは、前回、3章の1のところ「施策の体系」が先に出まして、その次に2のところ「重点課題」という順番にしておりましたが、今回は「重点課題」を先に位置づけさせていただいて、「施策の体系」という流れに変更してございます。よりこの「重点課題」につきましてどの施策のところを進めていくか、関連の流れの中でお示ししたいということで、今回変更させていただいているものでございます。

2点目でございますが、前回、第4章の見出しのところを「サービス提供体制の確保」という表現をさせていただいておりましたけれども、これを「障害福祉サービス等の推進」という表記に変更をさせていただいております。これは後でまたご説明しますが、右端に「サービス提供体制の確保に向けた目標」ということもありまして、これはいわゆる今回の指針の中で国のほうから、こういった目標の達成値、目標値を記載してほしいということでございますので、ここのところに記載をしているんですが、この第1のところをサービス提供体制の確保に向けた取組だけにしてしまいますと、ここの部分だけの取組になってしまうのではないかと懸念もございましたので、トータルとしましては、このプランの中で大田区の障がい福祉施策を総合的に進めていくという意味合いから、「障害福祉サービス等の推進」という見出しに今回変更をさせていただいているところでございます。

続きまして、(3)「施策の体系」の個別施策というところがあるんですが、その下から

二つ目のところに、前回は「消費者トラブル防止体制の充実」という表現をしていたんですけれども、「防止の充実」というと、防止はきちんとやっていくべきものであるだろうというふうなところで、「充実」から「推進」という表現に変更させていただいているところでございます。

続きまして、下半分のところになりますが、「重点課題」でございます。この課題につきましては、前回の会議のほうでも既にお示しをさせていただいておりますが、前回、この重点課題に対してはどういった取組をしていくかというところと、もう少し具体の記載をさせていただきました。

例えば重点課題1「地域での暮らしを支える場の機能強化」という部分では、日中活動の場、例えば生活介護や緊急時の受入体制など、地域での暮らしを支える場の機能を強化していくというところで、目指すべき方向を、こういった施策を用いながら取り組んでいくというところの記載をさせていただいているところでございます。以後、重点課題2、重点課題3の部分につきましても、少しそういった部分の具体のところの表現を入れさせていただいているところでございます。

次に、右下の3「サービス提供体制の確保に向けた目標」ということで、これは今回、国のほうで、指針の中でも数値目標の設定というものが示されておりますので、その部分についての具体の中身の記載をさせていただいております。

この中では五つの目標がございまして、(1)といたしまして、地域生活支援拠点等の整備というところでございまして、これにつきましては、全国的に地域生活支援拠点等の整備がまだまだ国レベルでは進んでいないというところもございまして、整備という目標になっております。既に大田区は第4期の中で、サポートセンター等も含めて大田区全体を面的に整備していくといったところで一定程度、地域生活支援拠点等の整備については既に達成しているということになっておりますけれども、これをさらに機能強化を図っていくという観点から、「さらなる充実」という表現で記載をさせていただいております。

2点目は福祉施設の入所者の地域生活への移行というところで、平成28年度末の施設入所者に対して、平成32年度までに地域生活に移行する方の人数、また施設入所者の数がこれ以上増えないようにといったところの目標値を記載していくという内容を考えているところでございます。

3点目として、福祉施設から一般就労への移行等ということで、特にこの間、障がい者の方の就労に向けての取組の充実が求められておりますので、この部分では指標等も参考にしながら、下記の4点の項目について、目標値の設定をさせていただいているところでございます。

4番目といたしましては、精神障がいの方にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、指針の中でも、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場の設置ということを求められてございますので、こちらの協議の場の設置については区としても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後、5番になります。障がい児支援体制の整備等というところで、これにつきましては今までもご説明してきておりますけれども、今回、法定計画の中で新たに、障害児福祉計画の策定が児童福祉法の改正に伴いまして義務づけをされておりますので、その中で特に平成32年度までに重症心身障がい児の方が利用できる児童発達支援事業所、放課後等デ

イサービス事業所の1か所以上の確保であったり、平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による医療的ケア児支援のための協議の場の設置ということが求められておりますので、区としても、こういった協議の場を設置して具体的な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が資料1の概要説明でございまして、続きまして資料2をご覧になっていただければと思います。こちらのほうは今回の次期おた障がい施策推進プランの施策体系（案）となっております。前回の第2回の会議では、基本目標の部分は三つ、それと個別施策の部分をお示しをいたしておりましたが、今回さらにもう一段、細かい施策の項目を記載させていただいております。

基本目標1の「自分らしく暮らせるまち」という基本目標に対しましては、(1)の「日中活動の場の整備」という項目から(12)の「高次脳機能障がい支援の充実」までというところが、個別施策と位置づけさせていただいております。さらに、その個別施策に対してもう一段踏み込んでどういうことをやっていくのかというところを施策項目のところで記載をさせていただいております。例えば「日中活動の場の整備」というところでは、施策項目といたしましては、区立施設の機能見直し・強化、民間事業者の整備支援といったような施策の項目で、次の「緊急時の受入体制の充実」といったところでは、短期入所の充実、あるいは緊急一時保護事業の充実といったような項目でそれぞれ記載をさせていただいているところでございます。

裏には、基本目標2、基本目標3というところで、それぞれの目標に対しましての個別施策、施策項目というところで記載をさせていただいているところでございます。具体的な個別施策数につきましては、基本目標1に対しましては、個別施策数で12、施策項目数で31項目、基本目標2につきましては、個別施策数で4、施策項目数で10項目、基本目標3につきましては、個別の施策数で7、施策項目数で15ということで、個別施策数につきましては全体で23、施策項目数の合計で56項目を挙げさせていただいているところでございます。各施策項目の詳細はここに書いてある内容でございまして、また後で資料3のほうで少し確認をできればということでございます。

続きまして資料3になります。今までご説明申し上げてきました資料1及び2の内容を資料3のほうに反映させていただいたものでございます。前回の会議では、この骨子案の第2章のところの38ページまでは既にご検討いただいておりますので、本日の会議では改めてご説明申し上げませんが、グラフのほうを少し見やすいように修正しましたので、もしお時間等ありましたら、前回お持ち帰りいただいている資料との比較等していただければというところでございます。

今回はそれ以降のページで、第3章「施策の展開」から第4章「障害福祉サービス等の推進」、第5章「計画の推進に向けて」までをご提案をさせていただければというところでございます。

41ページをご覧になっていただければと思います。第3章「施策の展開」となります。42ページにかけて、三つの重点課題につきまして、先ほど資料1でご説明した内容をさらに詳しく記載しまして、この重点課題に対してどういう施策で対応していくかという関連性を見せるというところから、例えば重点課題1「地域での暮らしを支える場の機能強化」という部分では、後で出てまいります施策の部分では、課題解決に向けた主な施策といた

しまして、例えば日中活動の場の整備、あるいは緊急時の受入体制の充実といったようなもので、この課題について取組をしていくというような関連づけをしているところがございます。

次の重点課題2につきましては、「地域における包括的な支援体制の構築」というところで、特に関連すべき施策といたしましては、サービスの質の確保・向上、地域ネットワークの充実といったものを施策として考えているところがございます。

次に、ページをめくっていただきまして42ページ、重点課題3「権利擁護の推進」という部分につきましては、障がい者を理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待防止等の体制整備といった施策の記載をさせていただいているところがございます。

続きまして43ページから45ページ、先ほど資料2でお見せしました施策の体系の部分をこちらのほうに位置づけをさせていただいております。こちらのほうは、基本目標に対してどういった施策があってということを見やすくするために、基本目標それぞれにつきまして施策を関連づけというところで、3ページを用いてこちらのほうを記載しているところがございます。

次になりますけれども、46ページをご覧になっていただければと思います。個別施策の作成イメージということで、この部分はまだ書き切れていないところですが、こういった形で表現はしていきたいというイメージをお見せしているところがございます。一番上に個別施策名というのが入ってまいりまして、こちらのほうは、例えば、43ページのところの日中活動の場の整備、これがいわゆる、個別施策名の一番上に出てまいりまして、これがどんなようなものなのかという少しご説明を加えた形でリード文を入れさせていただくことを考えてございます。

その次に、この施策に対してこれまでどのような取組を区として進めてきたかというふうなところの経過の記載をさせていただいた後に、「これからの主な取組」というところで、この中に区立施設の機能見直し・強化といった部分が施策項目として入ってまいりまして、これに対してどのような取組をするかといったものを記載していく内容で考えているところがございます。

そして、「対象ライフステージ」というところも今回おつけしてまいりまして、進めていく施策が、今回特に包括的に切れ目のない支援ということも視点に掲げてございますので、この施策がいわゆるライフステージの中でどのようなところに関連してくるかというところをお見せするような形で、今回記載をさせていただいているところがございます。

そして最後には、施策を推進していく所管名を記載をするということでございます。

この46ページのレイアウトというんでしょうか、これにつきましては、個別施策1項目につきまして1ページを使って説明をしていきたいというふうに考えております。今のところ23の個別施策を考えてございますので、ページ数としますと全体で23ページを使い記載していくという形で考えているところがございます。

続きまして、第4章「障害福祉サービス等の推進」というところで、49ページをご覧になっていただければと思います。こちらのほうは、資料1の3でお見せしましたサービス提供体制の確保に向けた目標値に関連する部分を49ページから51ページにかけて、施策の中身の説明をしながら記載をしております。

続きまして52ページになりますけれども、いわゆる障害福祉サービス等の見込量と確保

のための方策というところで、障害者総合支援法等に基づきます個別のサービスはどのようなものがある、これからどのように取り組んでいくのかというふうなところを記載していく内容になってございます。

現時点で、サービス見込量につきまして、実績部分につきましては、27年度、28年度につきましては既に皆様にご確認いただいているところでございますが、29年度の部分はまだ全部終わっておりませんので、今把握できた部分の数字のみ、4月から6月までの実績をもとに数値を算出して記載しているところでございますが、単位が1年当たりのサービスになっているものにつきまして、この3か月間の実績のみでは見込量の算定が難しいようなものもございましたので、27年度、28年度のみ記載になっているものもございます。

30年度以降のサービスの見込みがどうなるかということなんですけれども、この部分につきましては、内部のほうでも予算等の編成を含めて動いているところでございますので、本日の資料の中ではまだ記載ができない状況でございます。これにつきましては、次回11月に素案を皆様にご検討いただく機会がございますので、その中で、見込量の記載も含めてお示しできればと考えているところでございます。

各サービスの詳細についてはこちらのほうに記載をさせていただいておりますが、次期プランから新たに始まるサービス、障害者総合支援法の3年後の見直しを受けまして幾つか新しいサービスが出てまいりますので、そちらのほうも三つほどご説明を申し上げたいと思います。

54ページをご覧になっていただけますでしょうか。いろんなサービスの名前が書いてあるんですが、下から三つ目に就労定着支援という新しい給付が始まってまいります。いわゆる就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所、ご家族との連絡調整等の支援を一定の期間に行うというサービスが予定をされているところでございます。

続きまして二つ目のサービスでございますが、ページを飛んでいただきまして57ページになります。一番最初に自立生活援助というのを記載させていただいています。一定の期間にわたりまして、定期的な巡回訪問を行いながら生活をサポートさせていただくというのが新しい給付として予定をされているところでございます。

三つ目、59ページになります。サービス内容欄の下から二つ目に、居宅訪問型児童発達支援というところで、いわゆる障害児通所支援を利用するために、外出することが難しく通えない人だけでも、居宅であれば受けられるといったような方に対して、このサービスが新しく加わってまいります。

次に、第5章「計画の推進」というところでございます。ページが飛びますけれども、69ページをご覧になっていただければと思います。

計画の推進体制等につきまして記載をさせていただいてまして、今年度は計画策定年に当たりますけれども、来年は、計画ができた時点で、PDCAに基づきます点検・評価がまた入ってまいりますので、これにつきましては、この大田区障がい者施策推進会議の場で検証・評価を行いながら、必要な見直し等を行ってまいりたいというものを記載していく予定でございます。

この5章の後に、骨子案の目次の一番下にもございますように、本プランの検討委員会委員名簿、用語の説明等を資料として掲載していく予定でございます。いくつかコラム的なものも設けまして、少しわかりにくい内容等を広く一般区民の方にわかりやすくできる

ようなものも入れて、このプランの仕上げをしていきたいと考えているところでございます。

長くなりましたけれども、推進プランの骨子案等についてご説明をさせていただきました。ご検討よろしくお願ひ申し上げます。

(石渡会長) ポイントを押さえたご説明をありがとうございました。限られた時間のご説明でしたから、委員の皆様、ここは聞きたいというところもおありかもしれませんので、今日は主に第3章以降ということになっておりますが、それぞれのお立場で何かお気づきになったこと、ご質問、ご意見を含めて、どうぞ自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。じゃあ、佐々木委員、いつも口火を切っていただくと後が続きやすいので、お願いいたします。

(佐々木委員) 育成会の佐々木です。

資料2の施策体系のところ、私どもも、やはりいつも各世代から要望の強い緊急時の預かりとかのをお願いしていて、入れていただいているのは大変ありがたいんですが、短期入所の充実とか、緊急一時保護事業の充実ということで、今の機能をさらに一層強化していこうというような趣旨であると捉えているんですが、ただ、現在、大田区内に短期入所施設がすごく少ないということ、それからつばさホームの法外の短期もありますけれども、この間、愛の手帳保持者、身体障がい者のほうは私もよく見ていませんが、数が急激に増えているというあたりで、ちょっとこんなに増えているのかなということ、課長ともこの先どうなるんだろうとお話ししたところですけども、というところで、充実ということでは拡充ではないかというふうに感じたんですけども。今から第5期をつくって、3年後で、今から拡充というのはなかなか当てもないのに入れることはできないということではわかっているんですが、ちょっとこのあたりを考えていただきたいなというふうに思っています。

現在、会員からのアンケートによると、使いたいときに短期入所がとれないというのは毎年毎年出ているところなんですね。それで、緊急一時を使わなければならないようなケースも増えてきているというところでは、やはり数も増やしていかないと難しいのではないかなというふうに思っています。このあたりが今からどうにかなるものではないかもしれないですけども、例えば、今回3年間の計画なので、最終年度に例えば基本計画が入るとか、そのあたりぐらいまでも探していただけたら大変ありがたいかなと思っています。

それと、地域生活支援拠点の整備というのが資料1の3の(1)にありますけれども、前回の計画のときから大きな目標であったかと思うんですが、随分大田区では整備していただいて、五つ機能があつたうちの三つぐらいに関してはかなりやれてこれたのではないかと思っております。ただ、その中の二つである体験の場とか、緊急の受け入れの場というのはなかなか厳しいものがありまして、ここで「さらなる充実」と書いてあるんですけども、このあたりも具体的に何か入れていただけたらなと思っています。

地域の支援体制づくりというのが五つの機能の中にあると思いますけれども、最近、グループホームのネットワークなどもつくっていただきまして、長年お願いしていたことがかなって大変うれしく思っているところなんですけれども、あわせまして、例えば居宅支援事業所、ホームヘルプや移動支援などを行っている事業所さんとのネットワークをつくっていただけるといいなと。高齢者のほうは確かできているかなと思うんですけども、

それができた上で、例えば、お互いに高齢のほうのネットワークの方とも連携がとれたり、一緒にサービスができると本当は願ったりかなったりかなと思いますけれども、そうやっていくのには少し時間がかかるかなということで、ネットワークについては行政が音頭をとってくださらないと、なかなか民間の事業所さん同士でつながっていくのは難しいと思いますので、ぜひそのあたりはお願いしたいと思います。

(石渡会長) ありがとうございます。大事なところ、短期入所とかそれから地域生活支援拠点、あとネットワークというなお話が出ましたが、今の時点で、事務局のほうで、今の佐々木委員の意見にご説明をしていただくようなことがございますか。それとも、委員の皆様からもうちょっとご意見を出していただいているほうがよろしいでしょうかね。

今、佐々木委員からご意見をいただきましたが、関連するようなご意見等があれば、先にほかの委員からのご意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、先に、今の佐々木委員からのご意見について何か説明していただけることがありましたら、お願いできますか。

(障害福祉課長) いつも佐々木会長にもお話しさせていただいております。愛の手帳所持者の方、毎年 150 名ほど増えてきていらっしゃるという現状もあります。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も毎年 200 名前後増えてきている。障がいと言われる方の対象が急速に広がっているという状況はあると考えてございますし、あと、地域でお住まいになっている方が非常に増えてきておりますので、そういった方々、特に知的障がいの方々を含めてまだまだご家族の力を得て地域の生活をなさっている部分は非常にあるかと思っておりますが、やはりいざというときに頼れるところは非常に大事な視点だと思っております。今はまだ検討中の部分でございまして、どこまで書き切れるかというのはあるんですが、この問題につきましては非常に重いというところは受けとめておりますので、今回の重点課題の中でも課題解決に向けた施策というところで、「緊急時の受入体制の充実」という表現をさせていただいております。先ほど部長の言葉にありましたけれども、我々がどこまで押し込めるかというところがあるかと思っておりますので、これについては思いを受けとめ、引き続き取組を強化していきたいと考えているところでございます。

あとネットワークの部分につきましても、まさしく、本当に佐々木委員、ありがとうございます。今回サポートセンターのほうとも協力をしまして、区内にたしか 19 法人ぐらいグループホームを運営されているところもあるんですけれども、その中のかなりの方々、精神の方も含めて、一つの連絡会という形でまとまってのネットワークができてきております。グループホームもそうなんですが、例えば居宅と相談支援事業者、いろいろ分野ごとのネットワークはあるんですけれども、ご本人から見たときには、例えば相談だからこっちのネットワーク、グループホームだからこっちではなく、ネットワーク間の連携というのをうまく、情報のやりとり等をしていけますと、ご本人からすると、常にどこにいても、ご自分の状況がわかりながら支援をしていただけるかなというところもあるかと思っております。地域ネットワークの充実といったようなところにはそういった視点も非常に大事かと思っておりますので、そういったところも我々としては研究しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

(石渡会長) ありがとうございます。いろんなことが確実に進んで、暮らしやすい環境整備ができつつあるというふうに感じましたけれども。

じゃあ、川崎委員、お願いいたします。

(川崎委員) 精神の家族会の川崎です。ページでいいますと 43 ページの 5 番目の就労支援の充実と、44 ページの一番上の相談支援の充実について、少しお願い事をさせていただきます。

就労支援の充実といいますと、実は来年度から雇用率が 2.3%になりまして、精神障がい者もここに加わるということで、大変当事者たちは頑張っているんですけども、実際、ハローワークで精神障がい者が非常に雇用率が上がったところを聞いておりますが、半分が発達障がいだったということで、企業側に聞かしても、発達障がいに関しては非常に雇用管理の方法がわかりやすい、それで、できれば発達障がいを雇用したいという。

しかしながら、統合失調症の人も今本当に医療が進みまして、元気で地域生活しているんですけども、なかなか行く場がなく、日中活動の場も限りがあって、家でぶらぶらしているというような状態の方も結構おまして、統合失調症の人を何とか就労させるために、私が前から申し上げておりますのは、やはり合理的配慮の中に個別支援なんですね。

統合失調症だからこうすればいいという、これはほかの障がいにも言えますけど、みんなそれぞれ違いますけど、先日の厚労省の政策分科会で出ましたのは、精神障がい者に対しては個別に人をつける。何でかといいますと、精神の場合は、仕事の悩みよりも、入ってから人間関係で非常に悩む方が多いので、そういうところの相談がすぐできるような、相談支援につながりますけど、そういうマンパワーをどうやったらつくれるか。

大きな会社はちゃんと企業内にそういうのを配置していますけど、実は精神の人が就労できるのは多くは中小企業でして、なかなかマンパワーの充実ができない。ですから先ほどお話がありましたように、地域の相談のネットワークづくりの中で、やはり即時即刻できるのがいいんですね。相談しようと思っても、予約制だとか、そんなことになってしまっただけは何も相談の意味がないので、何か困ったときに即それに対応できるような相談支援体制をつくっていただきたいなと思っております。実は精神の包括ネットワークを立ち上げていただけるということで、それにも大変期待しておりますけれども、障がい者の数って今すごく増えていまして、特に精神が一番多くて、働ける年齢からいきますと精神は 200 万人で一番多いんです。そういう人たちを何もしないでぶらぶらさせるんじゃなくて、適材適所で、今結構やれている人もおりますので、そういう方向性でしっかりと、外国人に頼らないで、日本人の障がい者がしっかりと働けるような、そういう社会ができればいいなということを感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(石渡会長) 川崎委員、ありがとうございました。とても具体的なお話をいただいて、特に統合失調症の方に個別の企業の中での支援をということですが、このあたりにつきましても、ハローワーク関連で西澤委員に、関連してご意見いただけたらありがたいかと思うんですけど、よろしいですか。

(西澤委員) どうもありがとうございます。ただいま伺いました精神障がい、それから発達障がいの方のお話もありましたけれども、企業内でそういった方たちがお仕事をしていくためのサポーターを育成するという事業を今般 10 月から始めることになりました。第 1 回のサポーター養成講座が新宿のわかものハローワークで 9 月 20 日に開かれる予定となっております。

この事業は、そういうところに来ていただいて、会社の方に講習を受けてもらうとも

に出前講座も行います。私どものハローワークにも2人配置されていますが、精神障がい者のサポーターという専門職の職員を企業に派遣しまして、企業内の方たちに、精神障がい、発達障がいの方たちと一緒に同僚として働くのにはどうやって接したらいいかということの講習を行って、講習を受けた方をサポーターに任命する。そういう形で、企業内の体質の改善ということと支援についての周知をこれから行っていくことになっておりまして、もし企業とかいろいろな集まりのところでサポーターの派遣のご希望があるようでしたら、ぜひハローワークのほうにご連絡を下さい。

私どものサポーターは、一名は精神科の看護師をやっていた者です。それからもう一名は、障がい者センターで障がいを持った方の判定支援にかかわったり、リワークをやっていた者で、大変深い知識と熱意を持って対応しておりますので、ぜひそういった資源の利用も盛り込んでいただければなと思っております。

(石渡会長) 西澤委員ありがとうございました。いろんな新しい動きがあるということを再確認させていただいて、うまく機能すると、と思っておりますが、今のサポーターというのは、東京都がやっているとか、国の事業ですか。

(西澤委員) サポーターは国の事業です。精神障害者雇用トータルサポーターというんですけど、国が採用して、各ハローワークに配置をしております。

(石渡会長) ありがとうございます。私、存じませんでした。いろんな新しい流れが全国に広がりとしているということなんですね。ありがとうございます。

というご説明などもいただきましたが、行政のほうから何か。

(障がい者総合サポートセンター就労支援調整係長) サポートセンターの就労支援調整の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

サポートセンターのほうでは、来年からの就労定着ではなくて、既に大田区が従前から始めているシステムなんですけれども、企業様のほうに訪問をするとか、本人との面接をするというところを年間に何回かやっているというようなシステムがあるんですけれども、最近では、精神の方で、雇用された後に、企業の側から就労支援機関をつけてくださいというご相談が大変増えてございます。ご本人様と企業様と面接をした結果、地区の担当のほうが出かけていって、ご本人様の心的サポートというか、精神的に生活をサポートということを含めて就労支援のサポートというシステムにのっかってという形が増えていきます。

ただ、ご指摘いただいたように、こうなればこうなるというような形が大変少なくて、それぞれいろんな悩みだったりとか、ぶつかっている問題とか、こだわっている問題とか、あと医療的な管理とか、本当に個別性があるということになりますので、一つ一つ、お一人お一人、お時間をたっぷり入れながらということとさせていただきますし、その中で、精神の疾患の方の場合とか、発達の方の場合とか、そういう個別事例の蓄積というようなことを今させていただいているような状況になっております。

(川崎委員) 就労に関しましては医師の診断書が必要になっておりまして、医療との関係がすごく深いんですけれども、現在私の知っている人が就労してしまっていて、やはり頑張り過ぎちゃったんですね。それで、遅刻が目立ったり欠勤が目立つということで、医者の方から少し休養をとったほうがいいのかということで、休養をとっているんですけれども。その間の支援というのが何もないもので、彼は今まではちゃんと就労に行けていたから朝起きられたけれども、3時ごろ起きるとか、なかなか生活リズムがとれないという相談を受

けまして、それでそういうところに私どもが、こういうところに通って生活リズムをとろうねと今言っているところですけども、医者、生活リズムがとれてないからなかなかオーケーが出ない。怠け出すと、どんどんおっくうになっちゃうんですね。

医者はただ本人の言うことしか聞いてないので、私たち家族会でいろいろと彼を応援しているのですが、電話をかけようねとか、さまざまなことをやっているんですけども、なかなかそれが医者にも企業側にも見えない。それこそサポーターみたいな形で、この人は確かに休養期間だけでも、しっかりと生活しているよというようなことをどうやって伝えたいのかなと思ったりしているんですけど。そういうところに福祉サービスが入って、ちゃんと生活ができていっているということを医師に伝えるとか、何かそういう連携が必要じゃないかなと思ったりしています。

(石渡会長) そうすると、今の川崎委員の医師の診断だけだと思うので、医療との連携、医療、就労、福祉というようなところで、相談支援をやっている方たちの役割などがまた大事になってくるのかなという気がして。

(川崎委員) そうです。

(石渡会長) そうですね。私も、二、三日前に横浜の精神障がいの方の作業所的なところを回っていろいろ声を聞いていたのですが、横浜だと、自立生活アシスタントという方たちが、結構そういうつなぎをうまくやってくれているので、僕はそれなりに仕事もやっていますみたいな精神障がいの方の声を聞いたばかりだったので、本当にいろんな役割をどうつなぐかというようなところは、その人に添って行われるというのがとても大事なのかなというあたりを再確認をしましたが、川崎委員の見解はなかなか相談支援は難しいということですか。

(川崎委員) 相談支援に望むことは、何しろ来なさいと言うんですね、窓口まで、相談の事業所に来なさい。ところが、来れないので電話相談しているので、前に保健所の保健師さんが新しいあれで家庭訪問というのがありましたけど、昔は地区担当が家庭訪問をしてくださっていて、ちょっとあそこにひきこもりの人がいるというような情報を得ながら支援していたと思うんですけど。そういう訪問型の支援、国ではアウトリーチと言っていますけども、出前サービスじゃないけど、そういう来てくれるというのが、精神の人はなかなか外に出られないから、そういうシステムをしてくれるといいかなと思っています。物すごく勝手なことばかり言っていますけどお願いしたいと思います。

(石渡会長) ありがとうございます。本当にいっぱい、個別のニーズとか思いにどう沿うかというのが、働く場にしても暮らす場にしても大事なんだということを再確認した感じですけども、その辺の大変さみたいなところも含めて確認をしておいてということでしょうか。

それでは、大事なご意見をいろいろいただいていますけれども。宮田委員、お願いいたします。

(宮田委員) 重症心身障害児(者)を守る会の宮田と申します。

今いろいろお話を聞いていく中で、出前のサービスというのをちょっと耳にして思ったんですけど、資料2の(8)「保健・医療の充実」というところで、施策項目の四つ目、医療的ケアの必要な方の在宅生活支援の充実というところですね。医療的ケアのある方の在宅支援となると、例えば居宅サービスの中でヘルパーさんにいろいろやってもらったり、

訪問看護師さんにやっていただいたりというところがぱっと頭に浮かぶんですけど。学校を卒業されて、地域の生活介護等に通わせていただいているんですけども、障がいが重くてなかなか地域の生活介護の施設に通えないという方もいらっしゃる。あるいは、週に1回医療のあるところに通うのであっても、体調を崩して、なかなかリズムがとれずに在宅で生活されるという方もいらっしゃる。

そういう方たちが、結局、学校を出た途端に社会と孤立してしまう。そういう方を支援しようというお話もあって、訪問大学というのをやっていらっしゃる。もともと学校の教員だった方がそういうお話を聞いて始めているということを知っています。ただ、行政側からの、重い障がいがある方の学校を出た方のサービスというのが、そういう方たちに届きにくい。今、障がいが重くても生涯学習というのが表に出てきております。障がいも重くても、世間のいろんなところでのほかの方たちとの接触によって生き生きと暮らせるということもありまして、誰もが生活介護の施設に通えるというわけではないので、先ほど言った出前のサービスではないんですけども、行政のほうからも、どうしても在宅でなかなか生活ができないという方たちへのご配慮というものをぜひお願いしたいと思っております。

うちの娘は地域の生活介護の施設に通わせていただいて、本当に日中活動としては充実した日々を過ごしておりました。それが一歩在宅で過ごすとなると、なかなか輝ける命が輝けなくなってしまいます。そういうところまで目配り、気配りを行政にはお願いしたいと思っております。

(石渡会長) 宮田委員、大事なご指摘をありがとうございました。具体的に訪問大学というようにお話をされましたけれども、在宅生活の充実みたいところで具体的に行政の役割というときに、生涯学習的な活動の場を広げるとか、ほかにも何か実施されているような具体例みたいなものって、あるのであれば、もうちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

(宮田委員) 基本的には行政がかかわるというわけではなく、民間の、もともと学校の先生だったり、特別支援学校の校長先生だったり、多摩地区では飯野先生のケアさぼーと研究所とかがあるんですけども、城南地区にもだんだんとそういう方たちが増えてくれば当然必要になってくる。

そういうことで、在宅にいらっしゃる方たちを支援したいということで始められたので、まだNPOとか、社団法人とか、法人格は取っていないんですけども、助成金をいただきながら活動をされているので、もちろん金銭面でも非常に大変な思いをしている。お子さんたちから授業料をいただき、なおかつ、元学校の先生だった方たちに得意分野を生かしていただきながら、音楽だったり、いろいろな教科の得意分野でお子さんたちの日常をサポートするという形で、多い方で週1回で月4回、場合によってはもっと少ない。学校での訪問授業よりもずっとずっと回数は少ないんですけども、そういうお子さんたちを今現在訪問大学という形でサポートされている。

ただ、大学ですから4年で終わっちゃうんです。今、その方はそれだけではなくて、生涯学習ということを念頭に置いて、これからもそういう生活をできる限りサポートしていきたいというお話なんですけど、いろいろな財源もない中での苦勞なので、守る会としても全面的にバックアップしていきたいという思いはあるんですけど、これからそういう方

たちが増えていく。そういう支持してくださる方も増えていってくださればいいんですけども、財源がなければそこでとまってしまうということもあるということで、なかなか目に見えて出てこない部分もありますので、そういったところを私たちがお伝えするツールとなって、こういう場でお話をさせていただけたらと思っているんですけども。

(障がい者総合サポートセンター次長) ちょっとお時間いただきまして、私ども大田区がやっておりますいわゆる障がいがある方への生涯教育ということで、実は平成27年に障がい者総合サポートセンターができたときに社会教育課から移管された事業ということで、知的障がい者の方には若草青年学級というものをやっております。これは業務委託という方式でやらせていただいております。今大体61名ぐらいの方が登録していただいております。年間8回、2グループ制でやっておりますので、掛ける2という回数になってくるんですが、外出やダンス、歌を歌うとか、そういった活動をしていただいております。

もう一つがコスモス青年学級といたしまして、こちらはNPOさんのほうに運営をお願いしているんですけども、実は現在起きている状況が、宮田会長がおっしゃってくれたように、そういう活動を継続していくことができないんですね。人材難というところで、大変困った状況になっております。

コスモス青年学級のほうは、重症心身障がい者の方で人工呼吸器を使っている方、施設にふだん通われていなくて、ここだけを楽しみに来るような方もいらっしゃるということで、登録していただいているのは9名ぐらいなんですけども、7名ぐらいの方に参加していただきまして、江の島に行ったり、城南特別支援学校の校庭を借りて運動会をしたりとか、本当にいい活動をしていただいているんですけども、なかなかその活動の引き継ぎ手がないというところで、私どもも苦慮して、今後どうするかというところで検討しているところです。

(佐々木委員) 今の余暇とかそれから生涯学習について、今年の4月に文部科学大臣から、特別支援教育の生涯学習化みたいな、障がい者の生涯学習をやっていくというようなことが出ていまして、今日は後で関次長にお渡ししようかと思っていたんですけども、来年度から研究事業みたいなので、ちょっと先のことになるのかなと思うんですけども。例えば特別支援学校を利用して、卒業後もさまざまな生涯学習とかスポーツとか文化ができるみたいなものも出ているので、今後こういうようなことも国の制度として考えてくださって、お金も出そうな感じなので、何らかの形でやれていければいいのかなと思っています。後でちょっと資料をお渡ししようと思っています。

もう個別の話をしてもいいですか。人材育成ということで、すごくサポートセンターのほうで取り組んでいただいている、随分たくさんやっていただいて、ありがたいなと思っているんですけど。たしかずっと以前に、関次長がオール大田でやっていくというふうなお話もしてくださったかなと思っているんですけども。実は通所施設に私も息子を通わせていて感じるのは、例えば行動障がいを伴っていたり、それから医療的ケアのある方たちの支援はなかなか大変になっているし、特に私なんか育成会関係の人は行動障がいの方たちはご本人も苦しいんだろうと思うんですけども。なかなかそれが改善できないとか、支援者もなかなかそういう方たちを見るのがしんどくてやめていく姿とか見ていると、例えば大田区として、看護師さんもそうですよね、確保するのがものすごく今大変になっているというところで、医療的ケアがあるとか行動障がいのある方たちを支援するための人材

育成チームみたいなものをつくって、本当に全国でいろんな取組をされているところがあるし、特に大田区には城南特別支援学校という、本当に医療的ケアにすごく、先生、今日いらっしやるので、後でお話ししていただければと思いますけど、すごく重度な方たちも見ていらっしやる。

それから私も感じるのは、特別支援学校も、小中学部で自閉症教育とか行動障がいのための教育に物すごく力を入れていて、それでとても落ちついて安定した学校生活を送れている事例なんかもあるので、大田区にはあと城南分園もありますよね。ですから、そういう方たちを大いに活用して、先生たちも加えて、こういう会にお医者さんも来てくださっているの、いろんな方たちをもっと使って、使ってという言い方は失礼ですよ。お願いをして、もう少し専門的な人材育成をやるチームをつくって、それぞれの施設から一人ずつ職員さんを出していただいてやっていくとかいうことも考えていただけたらいいかなと。

せっかくここまで人材育成が進んだので、もう一步踏み込んでやっていただけないかなと思ってるんですね。じゃないと、本当に利用者さんを見ていても、苦しいから暴れているんだらうな、大きい声を出しているんだらうなとか、びよんびよんはねているんだらうなとか。見ているのも親もすごくつらいなというところもありますし、職員さんも、そういう人たちをうまくコントロールできないことで、これは大田区でということじゃないですけど、全国的に虐待例というのはほとんどが行動障がいの方たちなんだそうです。だから、国も行動障がい研修に力を入れているようなので、そういう研修をやっている人たちを連れてきて個別にやっていただくとか、実践的な研修をやるということも、もうそろそろ必要なかなと思ったので、そういうあたりもちょっと考えていただければなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(石渡会長) 大事なご提案をいただきましたし、城南特別支援学校のお話は、いろいろ出てきているので、和田先生ちょっと何か。

(和田委員) 医ケアの実態については、130名中30名弱のお子さんが医ケアです。訪問学級が、在宅訪問の子どもたちと、今は呼吸器系のお子さんもお見えになっています。スタッフは、常勤の看護師が2名で、非常勤が7名。非常勤の看護師さんが少ないので、いつも募集をかけているんですが、なかなか集まらない現状にあります。東京都から予算はいただいているんだけど。

東京都の施策の中で、医療的ケアができる先生のほかに学校介護職員という介護士を入れているんですが、介護職員も今年3名が医療的ケアができるようになっている。ですから、看護師にこだわらずに、そのスキルのある介護士でも医療的ケアはできるんだという、実態が徐々に学校でも変わってきているという現状にあります。

見ていると、医療的ケアがあるお子さんのまず一つは、お母さまがずっとつきっきりにならなきゃいけないという現状があります。大田区ではご配慮いただいて、ここで言っているかどうかわかりませんが、訪問看護師に来ていただいて支援をしていただいているという現状があります。

もう一つは、今日もPTAのほうからこれから大田区に要請書を出す。私、見たんですけど、医療に関する項目はありますけれども、今回、31日に見せていただいて、一番最初に「医療的ケア」という文言が入っていて、まず地域で何とかしていこうよというところ

から、短期入所のところも挙がりましたけれども、改めて感謝を申し上げたいと思います。

いろんな地域サービスの中で、居宅訪問型の児童発達支援とか、あとは移動支援事業というのがあるんですけども、ぜひ、私が言うのもおかしな話かもしれませんが、スクールバスに乗れない医療的ケアの子は教育委員会として面倒を見るというようなことなのかもしれない。都でも動いているんですけど。ただ、今の問題としては、保護者がちょっと具合が悪いと来れないという現状もありますので、そういう場合に保護者にかわる人が来て学校まで送ってもらえるというようなこともこの中に入れていただけると、教育も充実していくのかなと思います。

私が教員だったときに比べると、最重度のお子さん、昔は訪問教育を受けたお子さんも学校に来ている部分がありますので、その方のケアをどうしていくか。先ほどお話ししましたが、人材というのは、全く教員側も医療的なことを学ばずに先生方が城南特別支援学校に来るわけですけども、カリキュラムがありまして、養成カリキュラムの中で重度のほうの支援をしていけるようになっていくわけで、人材育成についてはいつでも学校はご協力いたしますので、言っていただければ。看護師を派遣するというわけにいかないんですけど、そのシステムがどうなっているとか、いろんなノウハウは地域にお教えしていきたいと思います。

今後、この前の会議でもお話ししたように、知的の学校でも医療的なケアが実際やられている現状にあります。通常の小中学校でもきっと医療的ケアの必要なお子さんが、特別支援学校ではなくて、学級を希望することも実際出てくると思いますので、そのときにはいつでもお声をかけていただければ、我々のノウハウとかを提供して、子どもたちが現状では地域で勉強するということが一番いいのかもしれないのでね。ただ、特別支援学校という専門的な集団があります。

本校は幸いなことに、これは何度もお話ししていますが、東京の施策の中では今並置校化しているわけです。肢体不自由と知的障がいとか、肢体不自由と病弱とか並置化している現状の中で、本校は唯一、23区内の中では肢体不自由専門学校としての位置づけがありますので、私としても、学校経営の中では、専門性の高い教員を育てるということを学校経営計画の中に位置づけてやっておりますので、活用していただければなと思います。

(石渡会長) ありがとうございます。今、佐々木委員のほうから、医療的ケアですとか行動障がいという非常に支援が難しい方についての人材育成というところを大田区としてもということで、本当に医療的ケアのお子さんが増えている中で、この辺が大事になってくると思いますし、行動障がいの方の難しさは大田区としても蓄積があるなどは思うんですけども。私もつい最近、20年ぐらい、行動障がいの方がいるようなところで、20年たつと職員のほうはかなりかかわり方が変わって、コミュニケーションのとり方なんかもううまくなって、特別支援学校を出たばかりの方なんか結構変わっていくみたいな実績があるところもありますので、やはりいろんなノウハウを大田区にうまく集積するとまた変わってくるのかなというような気はいたしました。大事なご指摘をたくさんいただいています。

あと、今いろんな委員の方のご意見を聞いていて、私、7番の余暇活動の充実あたりのところに「生涯学習」というような言葉を、ここがいいのかどうかはちょっとあれなんですけど、でも、入れるとしてはこの辺かなと思っているんですけど、結構今いろんなところで生涯学習が話題になっているので、そういう項目なんか一つ地域生活の充実みたい

なところの関連であるといいのかなと、いろいろな方のご意見を聞いて思ったりもしました。

すみません、いろいろ新しい課題が、それぞれの施策についてのご提案をいただいていますけれども、また違うお立場で何か。じゃあ、高橋委員、お願いいたします。

(高橋委員) 公募委員の高橋克己です。

資料1の重点課題の3のところなんですけれども、「障がい者の権利を擁護し」というふうなことで始まるんですけれども、今回の推進プランは、者、児、発達障がい者というふうな主体が複合的になっている中で、ここの「障がい者」というのは、そういう総合的な障がい者を意味するというふうな理解でいるんですけれども、重点課題の一番下にある成年後見制度支援というところは、成年後見というと、成年を指している見方もできでしょうし、成年後見制度という観点からすると、当然に未成年後見も含むというふうな理解なのか。恐らくそうだと思うんですけれども、その辺が少し見てわかりにくいような気もしたので、わかるようにしていただけるとありがたいかなと。

それから、成年後見制度の利用促進等ということが一つの具体的な施策になっておりますけれども、具体的にはどういう施策があるのかということ資料3で見ていくと、61ページで挙げられているように、ぱっと考え得るのは後見報酬の助成等なのかなというところですが。ただ、今、成年後見制度の利用がなかなか進んでいない一番の問題点は、ご本人の立場からすると、こういう認定をされると自分のお金を自由に使えない。それから、ご家族の立場からすると、ご本人のお金を自由に使えないというか、ご本人のためにすら自由に使うことがなかなか難しくなるような制約があることがネックになっているのではないかと思うところがありますので、そういう制度そのものの周知を図るといったことも、利用促進には具体的な施策として有効ではないかなというふうに考えます。

それから、資料2の個別の施策の中で、資料の裏のほう、(5)の成年後見制度利用支援の充実の上に障がい者虐待防止等の体制整備ということで、その一番下ですね、項目として、障がい者虐待への対応実施というふうな観点で考えて、実際には経済的に虐待を防止するために成年後見制度を利用するというところもあるでしょうし、(6)の消費者トラブル防止のために成年後見制度を利用するというところももちろんあると思いますので、その辺の関連性を恐らくご考慮いただいた上でこのような形になっているとは思いますが、少しその辺がわかるような形がいいのかなと。

あるいは、(4)と(6)でカバーされているので、(5)の部分は利用促進、特に後見報酬の助成のみが単独の項目として挙がるのであるというふうなこともかもしれないので、そういう理解でよろしいのかということをお聞きします。

(石渡会長) ご質問も含めて、高橋委員からご意見をいただきましたので、いいですか、事務局。

(障害福祉課長) まずはこの権利擁護の推進は、障害者基本法を含めて大きな流れが、障がいの手帳にかかわらず、いわゆる障がいをお持ちの方という概念になってきておりますので、そういった方々の権利を擁護していくという視点でこちらのほうは捉えさせていただきます。

また、成年後見制度の部分につきましては、昨年度、成年後見に関する法律が制定されて、今後、基本計画という国の計画に基づいて具体的な利用促進等をどう図っていくかと

いうことを検討しているところもでございます。ただ、今回一つのポイントとしまして、今まで成年後見はいわゆる金銭管理、財産管理の部分の視点が多かったんですけれども、今回のほうは身上監護というか、ご本人にとって財産とかをどう使われるか、ご本人の立場に寄り添ってというところも今回表現に入っておりますので、この辺の部分を含めていながら充実を図っていければと考えているところでございます。

(石渡会長) 今、高橋委員のほうから、最初のところで「障がい者」というふうに表記しているけれどもという、当然これ虐待防止、障がい児も含まれているわけですので、障害児福祉計画も入ってくるようであると、「児」というのも明記しておいたほうがいいのかないかなみたいなことを高橋委員のご意見から感じたのと、私も成年後見制度利用促進法、昨年6月制定でしたっけ、7月かな。検討を今いろいろやっているのかかかわっているんで、本当に使いやすい、身上監護じゃなくて、「身上保護」という言葉をあえて使って新しい流れをつくらうとしているので、そのあたりで行政の責任みたいなのをかなり言っているんで、随分変わってくるかなというふうにも思いますが、新しい流れなんかもきちんと見せているぞというようなところを明確にさせていただくと、またいいのかなというふうなことを思ったりもしました。高橋委員ありがとうございます。

いろいろご意見をいただいておりますが、荒木委員、お願いします。

(荒木委員) すみません、2点ほど質問させていただきたいと思っております。

資料の2でいきますと、最初の基本目標1(3)「居住の場の確保・充実」のところのグループホームというところなんですけれども、身体障がいのグループホームというのが大田区には一つもありません。この計画の中で身体のほうもつくっていくということがここに盛り込まれているのかどうかというのを伺いたく、もし盛り込まれていないようであれば、ぜひ盛り込んでいただきたいというふうには思いますし、これは要望がすごく多くあります。身体障がい者の方でも、将来グループホームという選択肢が一つあるということは大きなことですので、ここが入っているかどうか、一つ質問で伺いたしたいと思います。

それから2点目なんですけれども、資料の1になります。2の重点課題の1番「障がい者総合サポートセンターの機能充実→医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者の短期入所等」というところがあります。私の周りのところで質問があるんですけども、医療的ケアの人でないと二期工事のところの短期入所は入れないよねという質問が結構私のところに来ています。それは違うということならいいんですけども、「重度の障がい」というところの表現で、そこがどこら辺というのがわかりにくいのかなというところがありまして、ここもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

(障害福祉課長) 私のほうからグループホームの部分をご説明申し上げたいと思っております。荒木会長の前任の高橋会長からかねがね言われておまして、視点としては十分入っておりますし、我々としても何とか、区内に1カ所もまだ身体の方がご利用できるグループホームがないということは本当に大きな課題だと受けとめておりますので、これについては、引き続きこの視点を持ってこちらの整備のほうも一生懸命取り組んでいきたいと思っております。ただ、すぐできるかというところはなかなか今言い切れないんですが、この視点は十分入っているところでの今回の計画というふうには受けとめていただければというところでございます。

(障がい者総合サポートセンター次長) 障がい者総合サポートセンターの機能充実というところで、「重度の障がい」という表現が、当初かなり不確定な部分もあったので、このような表現をさせていただいているんですが、また後でお時間をいただいて説明をさせていただきますが、委託事業者も決まりましたので、この辺のところの詳細は今後詰めていくことになろうかと考えております。ただし、医療的ケアがなくてもご利用いただけますので。主に重症心身障がい児(者)のような障がいがある方を想定した短期入所と思っております。

また今後は、二期工事のいろんな事業が決まっていく進捗に合わせて区民の方にも周知をしていかななくてはいけないと思っております。

(石渡会長) ありがとうございます。身障のグループホームは、また新しいのが、視点が必要になってくるのかなという話もありますが、そういうのができると結構不動産会社なんかも変わって、むしろ積極的に動くみたいな話を身障のグループホームが多いところからは聞きますので、ぜひ第1号をつくっていただくとすぐに変わってくるのかなみたいな気がいたしますが。

それでは、この後の議題とかかわるご意見もいただきましたが、まだこのことをという方。はい、お願いできますか。

(与儀副会長) 大森医師会の与儀でございます。

前回のときに少しお話ししたんですけども、昨年の10月、11月にやったアンケートで、事業者の回収率が60%とあまりよくなかったということですけども、その中で私が気になったのは、今、皆様お話しされている医療ケアが必要な状況というのは非常に切迫しているんですけども、それに対して医療ケアに乗り出そうという事業者が非常に少ない。計画を持っているところはたしかゼロだったと思うんですけども、そういった面で、先ほど城南特別支援学校の和田先生のお話を聞きまして、医療的ケアも含めて、そういうノウハウを教えていただくプログラムを大田区のほうで支援して、医療ケアに乗り出す事業者を増やしていくというようなことはできないでしょうか。

人材が少しそろってくると、そちらのほうに事業を拡大していくという形。本当は金銭的なインセンティブができればもっといいと思うんですけども、なかなかできないのであれば、まずは人材を育成するという意味で、和田先生のところに少しお願いして人材を育成するというようなプログラムをつくっていただくと、少し医療ケアのできる業者が少し増えて、さぼ一とびあもちろん二期工事のところ、医療ケアを必要とするような方のレスパイトあるいはショートステイというのができるとは思うんですけども、私はちょっと足りないんじゃないかなと思うので、できればそういう施設を増やすためには、そういう形の取組が必要なのではないかなと。大田区はそういうケアを一生懸命やっているというところを見せていただきたいと思います。

(石渡会長) 与儀先生ありがとうございます。というご意見もありましたし、城南というのは、肢体だけの学校でいろいろな実績があるというふうなところをさっきのご意見からも確認をいたしました。このあたりの議論で、次のさぼ一とびあの二期工事関連ともかわってきますでしょうか。こちらのご説明もしていただいたほうがいいのかという気もしますが。

(障害福祉課長) 事務局のほうから、先ほどから、いろいろな委員からお話があったように、

医療的ケア、あるいは佐々木委員から出た生涯教育というところで、いわゆる日中活動でお過ごしになっている方の障がいの状態がかなり多様化してきているのが現状でございます。これは、我々何回か施設に行かせていただいたところでそういうふう感じているところでございます。そういう点では、かなり個別に専門的な研修の部分はどう引き上げていくかということも大きな課題になっていると思っておりますので、そういうところも、例えば事業所の皆さんがこういったテーマでもう少し論点を絞って研修をやっていくような機会も含めて、我々としても研究していきたいと思っておりますのでございます。トータルの人材育成の部分につきましては、基本的な大きなところはサポートセンターでやっているんですけども、今言ったような、かなり個別具体的に入ってくる部分になってきますと、例えば障がい者施設のほうでもう少し自主的に検討して、具体的、発展的にもうちょっと広くやっていくとか、あるいは医療的ケアの部分につきましては、今までも、和田校長先生ともお話をさせていただいております、医療的ケアの人材の育成みたいなところで、例えば学校機関と我々障がい施設を所管している福祉分野が連携できないかということもお話ししておりますので、今後そういった部分を、もう少し個別具体のところでも検討できる部分に関しては反映をしていきたいと考えているところでございます。

(石渡会長) ありがとうございます。次の議題もあるんですけども、今、資料1、2、3というあたりのご説明をもとに委員の皆様からご意見をいただいているんですが、白井委員、お願いいたします。

(白井委員) 自立支援協議会の白井です。

私どもの協議会の中で、部会ごとにいろいろなことを取り上げているんですけども、その中で、大体の項目はこの施策体系の中に反映されているんですけども、特に基本目標1の中の(2)、先ほど佐々木委員のほうからお話がありました緊急時の受入体制の充実というあたりが、地域で暮らし続けるというときに非常に大きな問題になっているなというのを参加するメンバーはみんな感じているところです。

そのことに関連しまして、先ほど佐々木委員から、3年後を見据えて「拡充」という言葉にしてほしいというご要望があったんですけども、部会を通していろんな意見を聞く中で、箱物と言ったら言葉は悪いんですけども、既に設備はあるんですけども、それがうまく回らないような状況もあるのではないかとということもちょっと聞き及んでおりました。そうした中で、先ほど資料3の46ページの中で、個別施策ごとにこれからの主な取組をお示しいただくということで、ひな形が出ているんですけども、もちろんこれから予算編成ということで、そういう部分もあると思っておりますけれども、これまであったけれどもうまく稼働していなかったのは何が原因なのかなというところを、そういう視点も今度盛り込んでいただいた上で、取組というところに入れていただけると、もしかすると、行政側だけではなくて、民間事業者とかほかのところでもできるようなことも入ってくるのかなというのがちょっと感じているところです。

資料3の55ページのところになりますが、サービス提供事業者の状況などを見てみますと、よく言われておりますけれども、宿泊型自立訓練は1か所しかないというあたりで、一方では、その下のサービス見込量を見てみますと、29年度は増加傾向になりそうだなんていうところを見ていると、これだけでいいのかというあたりとか、あと短期入所施設が4か所というところでも、4か所の中で事業所ごとの差とか、あと施設ごとの違いだと

か、そういうことを分析することによって、もうちょっと受け入れの可能性というか、何かヒントみたいなものが見つかるんじゃないかなと感じております。できれば、これからの主な取組の中で、現状分析を踏まえた上での幅広い視点でお書きいただくと、私たち協議会のほうでも励みになるのかなというふうに感じております。

(石渡会長) 白井委員、大事なご指摘をありがとうございます。行政計画ではありますけれども、地域のいろんな資源をどう使うかという視点においては、自立支援協議会の議論なども改めて確認をして、このあたりこれから書き込んでいただく際にご検討いただければということで、白井委員ありがとうございます。

ほかに何かお気づきのことがございましたら、お願いをしたいと思います。では、砂岡委員、お願いいたします。

(砂岡委員) 公募区民の砂岡です。

資料3の52ページのところで教えていただきたいんですけども、訪問系サービスで、重度障害者等包括支援とありますね。これは事業所数はゼロになっているんですけども、ニーズがないんですか、それとも難しくつくれないのか。右のページの実績はゼロになっていますね。この辺は、確保に向けてというところで次回記載があるのかどうかわかりませんが、現状でちょっと教えていただければと思います。

(石渡会長) このあたり全国的に使われていないサービスですけども、事務局のほうで何か確認していることがあれば。

(障害福祉課長) 会長のお話があったんですが、全国的に、なかなかサービスはあるんですが、提供できる事業者が現実に難しいというのがあります。ニーズがあるから制度化されている部分もあるかと思うんですが、ただ、現実ではまだ提供できている事業者は少ないと我々も聞いております。ここの部分をどう確保していくかというのは、このサービスの中で難しい部分があると思っていますので、お預かりさせていただきたいと思います。

(石渡会長) 報酬単価等も含めて、国の制度そのものを追求していかないといけないのかなんていう話を今していたのですけれども、大事なご指摘をありがとうございます。

どうぞ、宮田委員。

(宮田委員) 質問させていただきます。資料3の55ページのサービス見込量の中で、一番下に短期入所として「(医療型)」とあります。これは、医療型の短期入所を使っている人の数だと思うんですけども、大田区には医療型はないですね。ということは、皆さん、区外の施設を利用されている、サービスを受けている方がこれだけいるということですね。じゃあ、二期工事ができたら、この方たちはもしかしたらサポートセンターを利用される可能性は十分にあると。ありがとうございます。それを確認したかったんです。

(石渡会長) それでは、とてもいいタイミングで宮田委員からご質問を出してくれましたので、また今までのテーマとの関係でご意見があればあわせてということで結構ですが、次のところで、「その他」の中に資料4ということで、サポートセンターの二期工事関連のご説明をいただけるということになっておりますので、事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

(障がい者総合サポートセンター次長) 障がい者総合サポートセンターから、資料でお配りしたものは資料4ということなんですが、4点ほどご報告も兼ねてさせていただければと

思います。

1点目なんですけれども、就労の話が全体でも出ていたかと思うんですが、先日、毎年、年に1回なんですけど、就労者激励会ということで、P i Oを使ってやらせていただいておりますものが終了いたしました。第34回ということだったので、その結果をお知らせしたいと思います。

8月18日だったんですけども、就労者としては300人、お見えいただいております。企業は111社ということで、関係機関は114、総勢525の方に参加いただきまして、就労1年目、5年目、10年目、15年目、20年目、25年目、30年目ということで表彰させていただきました。1年目は48名、5年目は29名、10年目が10名、15年目は11名、20年目は5名、25年目も4名、30年目が1名ということで、そんな取組もさせていただいております。来年度は35回ということになりますので、お知りおきいただければと思います。

2点目はイベント関係になるんですけども、今日、渡部会長にご出席いただいているんですけども、大変地域のご理解とご協力をいただきまして、11月3日に、新井宿福祉園まつりと同日にということで、私どものスペシャルデーを開催させていただきます。今年は、いろいろと知恵を絞ってというふうに思っておりますし、ぜひとも地域の施設としての価値が出せるような、そんな取組ができればなというところまで、委託先の法人とも連携をしてやっていきたいというふうに思っておりますので、当日、ぜひ両方にお越しただければと思います。

直近なんですけれども、もう一つイベントがありまして、後でお配りしますピンク色のチラシなんですけど、9月16日、パラリンピックにも出場された秋元妙美選手、ポッチャの選手にお越しただいて、ここでイベントをやりますので、ぜひともおいでいただければと思います。今お配りしているのがそのチラシになります。それが2点目となります。

3点目なんですけど、前段のお話のところでも「ネットワーク」という言葉を大変多くいただいております。その役割、核となるところがこの施設だなというところを自覚はしております。現状の取組状況ということで、グループホームのネットワーク化、今年から始めております。知的と精神ということで、区内にも50近くということになるんですけども、それぞれ運営していただいております法人の代表の方にご出席いただいて、知的、精神一緒にまずやってみようということで話を進めております。今それぞれ抱える課題が出てきましたので、知的と精神に一旦分かれて、年間何回かは合同でやる、そんなようなスタイルの検討に入っております。

最後4点目が、お手元にお配りいたしました資料4になります。隣の土地にすごい重機が今日も入っていて、すごい状況なんですけれども、おかげさまで、運營業務委託事業者の選定が終わりましたので、結果をここでご報告させていただきます。選定に当たりましたは、民生・児童委員さんにも大変お世話になりましたし、あとは与儀先生にお見えいただいておりますが、医師会の先生からも代表でご出席いただきまして、選定委員会を開かせていただきました。7月25日に行いまして、その結果、委託事業者ですけども、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会に決定をさせていただきました。

主な業務委託内容ということでは、既にいろんな場面で周知をさせていただいておりますが、短期入所や相談支援事業、放課後等デイサービス事業、それをいわゆる10床の有床診療所でやる、そういった方式をとらせていただきますので、診療所業務ということで挙

げております。

選定理由といたしましては、こちらの法人なんですけれども、東京都の障がい福祉施策を踏まえたサービスの提供や、ほかの自治体でもいろいろな事業を展開されております。法人の財務状況も良好ということで、選定をさせていただきました。代表的な施設では、都立の東部療育センターや東大和療育センターとなります。医療機関、病院、診療所と福祉施設両方の経営もされておりますし、重心の東京都の訪問看護事業の委託先ともなっております。

というところで、今後、具体的な事業につきましては、開設準備室体制の中で、相手方法人と詳細を詰め、準備していくこととなりますので、今後とも応援をどうぞよろしくお願いいたします。

(石渡会長) 資料がないところも含めて4点ご説明をいただきました。最後の4点目は資料の4ということで、二期工事をしているところの委託業者が決まったというご説明でした。今のご説明に関連して何かご質問、ご意見おありの方がいらっしゃいましたらば。じゃあ、川崎委員、どうぞ。

(川崎委員) 一応公募をされたということで、1社だけ、ここだけが手を挙げたということになるんですね。わかりました。

(石渡会長) なかなかこういう事業を運営する事業者がまだまだ多くはないということでしょうかね。

(障がい者総合サポートセンター次長) 私どもも、こうして区の計画を進めているんですが、東京都のほうでもいわゆる短期入所事業を進めているというところで、一向に進まないという背景が、医療型短期入所をやるに当たっては医療機関でなくてはならないというどうにもならない法律上のスキームがありまして、通常の福祉施設では医療型短期入所はできないということになっていますので、その辺のところを考えると、かなりこの事業に手挙げするという法人や医療機関というのは厳しい状況だったと思います。開設準備のために2年以上かけていろんな施設を回ったんですけども、どこの状況もかなり厳しいという認識をしております。

(石渡会長) 今日は予定以外のことがいろいろ話題になっていますけれども、なかなかそのところをきちんと対応できる事業者、専門職がないというような話なので、本当にこれが動き出したところでいろんな広がりが出てくることを期待したいなというふうに思いますし、守る会はいろんなところで高い評価を得ているところでもありますので、ぜひ大田区で新しい展開を期待したいなというふうに思ったりもします。

あと、今までのご説明との関連で何かご質問、ご意見おありの方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思いますが。

今日いろんな議論をいただきましたけれども、全体を通して、まだこのことを発言しそびれていたという委員の方がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思います。では、谷村委員、お願いいたします。

(谷村委員) 田園調布PTAの谷村です。

前回のときに私が、ちょっと不確定な情報で文科省のお話を中途半端にしてしまっして申しわけありません。今回佐々木委員のほうからきちんとした形で資料のほうとか渡してくださるということで、安心しております。

それに関係しまして、その関連事業で、夏休みに全国の知的のPTAの全国大会が50周年だったもので、東京で開催し、たくさんの来賓の方も来られて、全国のPTAと校長先生方で勉強をさせていただいた中で、今後、学校生活が終わった後の障がい者の生活が、仕事とお家というだけではなくて、やっぱり余暇が大事だねということを全体的なことで話し合いました。

それに関連したいろいろな勉強もさせていただいたんですが、大田区も平成24年度ぐらいに放課後デイが充実して、ちょうど30年、今度の春卒業する人がちょうど中学1年生で放課後デイの恩恵を受けて、充実した学齢期を過ごした人が社会に飛び立つということなので、このプランで大人になるという人たちを見るに当たって、学校要望やPTAの要望で社会人余暇の充実についての質問がとても挙がっております。

それで、先ほど関次長がおっしゃってくれたような区のいろいろな取組プラス要望だけじゃだめだねと言って、いろいろ立ち上げたいと思っている保護者や、それに賛同する事業者みたいな方も少しずつ草の根のレベルではいるというお話もお聞きしています。今回のこのプランには反映されないと思うんですけども、多分次期のときにはそういった要望もさらに大きくなると思いますし、何かの形で区がバックアップみたいなことをしていただけると、立ち上げようと思っている方々の大きな力になるかなど。学齢期後の目標として、卒後の余暇が心配心配みたいなことで若い保護者は言っているということだけここでお伝えさせていただきます。ありがとうございます。

(佐々木委員) 今回、このプランの中には特別支援教育の充実というようなことも入っていて、ちょっと福祉とは違うかなと思うんですけども、全ての方がそうとは言わないんですけども、実はいろんな成人の方のご相談の中で、比較的知的障がい軽度の方で、小学校は通常学級、中学校も通常学級で、高校は特別支援学校に行ったりされた方の卒後のご相談って結構あるんですね。

やはり小さいときの負の体験が多かったりして、卒業後結局、軽度であるにもかかわらず企業就労ができなかったり、在宅になってしまったり、B型に行っている方が、そこでもうまくいかなくて、親御さんは就労させたいんだものすごく言うんだけど、本人はなかなかうまくいかないとかいうケースが、結構このところ続けてご相談があったんです。

特別支援学級の先生方と夏休みに毎年懇談する中でも、学校に来れていないとか、谷村さんからもお話があったように、放課後等デイサービスができたので、そういうところに行けるから学校に行かなくてもいいみだりなところも出てきたりとかして。本当はインクルーシブであるのがベストだとは思いますが、なかなかまだそうならないところで、学校で通常学級に行ったり、特別支援学級に行っている、今サポートルームができてすごく充実してきて、利用者も増えているとは聞いているんですが、増田課長がいらっしゃるのでぜひお願いしたいんですけども、先生方の人材育成というあたりもかなりやっていたかかないと、サポートルームの利用者が倍々で増えているんですね。

ですから、特に軽度の方たちは通常級を選ばれてサポートルームを使う。一応サポートルームは知的障がいがないことが原則と言われているんですけども、お母さま方は、本当に軽い知的障がいだと、うちの子には知的障がいはないとおっしゃる方がとても多いので、そういう方たちの支援を、やはり小さいときからいじめがあったりとか、いろいろし

て崩れてきてしまうと、成人になってなかなかうまくいかないというケースがとても相談では多いので、ぜひ教育のほうの充実も図っていただけるように。すぐ先生の専門性を全員上げるとするのはなかなか厳しいと思うので、スーパーバイザーを入れていただくとか、予算もつけていただけたらいいかなと思うので、教育委員会のほうでもご検討いただければと思いますので、お願いいたします。

(石渡会長) という佐々木委員のご意見と、あと、やっぱり本当に幼少期の教育というのはすごく大事で、そのところで負の体験をして生きづらさみたいなのを感じて閉じこもってしまう人をつくらないためにも、幼稚園とか保育園を、子どもの育ちというところで教育の視点というのを考え直すことの大切さみたいなのを、今の佐々木委員のご意見とか改めて感ずるのですが。発達障がいの検討なんかをやったときにもいろいろ出ていたかなと思うんですけども、実際今、わかばの家あたりから幼稚園とか保育園への訪問とか、それから学校への療育センター、児童発達支援センターからの訪問支援みたいなのが広がってきている地域もあるんですが。

そのあたりも、今日いろいろアウトリーチとか訪問の相談みたいな話がありましたけれども、そのあたりで、幼稚園の先生や保育士さんなんかを育てていただくことなんかもすごく大事なかなというのは、いろんな声を踏まえてなんです。

(障害福祉サービス推進担当課長) 障害福祉サービス推進担当から話をさせていただきます。

わかばの家では、幼稚園や保育園に通っていらっしゃる方が月1回の外来にいらっしゃるというのがありますので、そこで教育をするというのが一つの手順としてはあります。ただ、月1回ということもございますし、もともとのご本人がいらっしゃるのは幼稚園だったり保育園だったりするということがございますので、幼稚園や保育園に出かけていくという方法もありますし、外来訓練をやっている場に来ていただいてお話をすることもあります。そういうことで、幼稚園や保育園の先生たちの支援力を上げていくというような地域支援は、以前よりは力を入れてやっているところではあります。プラス、講演会なども回数を多くしているところもありますので、できるだけ支援をしていこうというのがあります。

学校に関していえば、ケースによってはつなぐ部分もございますけれども、それは今度障がい者総合サポートセンターの二期工事で行う学齢期の発達支援のところでは、学校に対してアウトリーチ的に出かけていくということができればなど考えているところですので、そこら辺は教育委員会とも連携をしながらやっていこうと思っているところです。

それぞれのところで頑張っているんじゃないなくて、先ほど酒井も言いましたけれども、ご本人をトータルで見えていくというところでは、多分1個のネットワークだけじゃなくて、いろんな児童発達のネットワークがあるんですけども、それが大人になるとどうなるんだろうというところでは、今就労支援のネットワークもありますし、相談支援の事業所のネットワークもありますし、グループホームのネットワークもある。そういうのがうまく連携をしていって、切れ目のない支援をやっていけるようにというところは今後の課題だなと思っていますので、最初のところは、それこそ個別の具体的なケースのところをうまくやっていくということになるとは思いますけれども、そういうふういろんなネットワークをきちんと重ねていくというのは、今後もやっていきたいなと思っています。

(石渡会長) ありがとうございます。次の二期工事の関連なんかで、新しい事業者がいら

っしやる中に、ドクターで発達障がい関連の支援も医療的なアプローチをしていただけるみたいなお話も聞いたんですが、ちょっとある雑誌で発達障がい児の支援の特集を今企画しているんですが、ドクターからは教育、福祉のところに医療もきちんと位置づけることは全体発達みたいところでとても大事だみたいなことを強く言っていらっしやるドクターがいらっしやったりして、本当に総合的な発達を促すような視点がかっちり組み込まれていただくといいかなと思いました。

3 閉会

(石渡会長) 今日皆様からご意見をいただきたい内容については以上で終了ということになるかと思いますが、事務局のほうから今後についてのお知らせ等がございましたら、お願いいたします。

(障害福祉課長) 皆さん、どうも長時間ありがとうございました。

それでは、次第のほうに記載させていただいておりますけれども、次回の大田区障がい者施策推進会議につきましては、日時が11月14日、火曜日、時間が今まで大体午後だったんですが、会場等の都合もございまして、10時からということでございますので、ご留意いただければと思います。場所につきましては、障がい者総合サポートセンター5階のこの会場となります。

次回の会議においては、今日いただいた意見も踏まえながら、今度は素案という形で、12月から区民意見公募、いわゆるパブリックコメント等も実施してまいりますので、実質的には次回の第4回で皆様に素案のほうをご確認いただいて、区民の方にも見ていただいてという形でブラッシュアップしていくこととなりますので、ぜひまた忌憚のないご意見を頂戴できればと考えているところでございます。

(石渡会長) ありがとうございます。情報提供とかしていただける委員の方はいらっしやいますか。

それでは、時間を焦ったわけではないのですが、ちょうど予定の時刻に閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

では、今回は午前中ということですが、またよろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。